

## 入札説明書・同添付資料の修正(新旧対照表)

平成22年1月29日に公表した「静止地球環境観測衛星の運用等事業」の入札説明書・同添付資料を、次のとおり修正する。

通番	資料名	頁数	行数	項目名	修正前(1月29日公表)	修正後(3月8日公表)
1	入札説明書	1	17	3._(2)	(2)事業の対象となる公共施設等の種類 静止地球環境観測衛星「ひまわり8号」及び「ひまわり9号」(いずれも仮称。以下「本事業衛星」という。)の衛星管制を行うために必要な施設	(2)事業の対象となる公共施設等の種類 静止地球環境観測衛星「ひまわり8号」及び「ひまわり9号」(以下「本事業衛星」という。)の衛星管制を行うために必要な施設
2	入札説明書	2	26	3._(7)_②	② 今後の事業スケジュールは次のとおりである。 (略) 平成22年8月頃 落札者との基本協定の締結 (略)	② 今後の事業スケジュールは次のとおりである。 (略) 平成22年7月頃 落札者との基本協定の締結 (略)
3	入札説明書	12	14	16._(3)_②	② 第二次審査 第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、「静止地球環境観測衛星の運用等事業 事業者選定基準」(以下「選定基準」という。)(資料-5)に定める評価項目及び得点配分により評価する。 (略)	② 第二次審査 第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、「静止地球環境観測衛星の運用等事業 事業者選定基準」(以下「選定基準」という。)(資料-5)に定める加算点項目及び得点配分により評価する。 (略)
4	入札説明書	14	28	26._(4)	(4) 第一次審査資料又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。	(4) 提出する全ての資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
5	(資料-1)事業契約書(案)	12	27	第31条第1項	(要求水準の変更による措置) 第31条 「事業者」は、前条第1項及び第4項に定める変更の協議において、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、「本事業衛星」の運用開始の遅延、「サービス対価」の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議しなければならない。	(要求水準の変更による措置) 第31条 「事業者」は、前条第1項及び第4項に定める変更の協議において、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、「本事業衛星」の運用開始の遅延、「サービス対価」の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議しなければならない。
6	(資料-2)業務要求水準書	14	20	第2部_第3.2.(ケ)	(ケ) テレメトリ及びその他のデータによる解析結果に基づく本事業衛星の状態を月単位で報告する。	(ケ) テレメトリ及びその他のデータによる解析結果に基づく本事業衛星の状態を月単位で報告すること。
7	(資料-2 別紙2)提供する文書等	1	8		詳細訓練計画書   試験実施の2ヶ月前	詳細訓練計画書   訓練実施の2ヶ月前
8	(資料-2 別紙2)提供する文書等	1	21		※2 ITAR: <u>Internal</u> Traffic in Arms Regulations	※2 ITAR: <u>International</u> Traffic in Arms Regulations
9	(資料-2 別紙3)通報局に関する基本事項	1-7	ヘッダ		Version <u>31/03/2006_A</u> Annex 3	Version <u>04/12/2008_A</u> Annex 3
10	(資料-2 別紙3)通報局に関する基本事項	1	11		3 Duration of transmission <u>Maximum</u> duration of transmission is one minute.	3 Duration of transmission <u>maximum</u> duration of transmission is one minute.
11	(資料-2 別紙3)通報局に関する基本事項	2	16		11 Modulation Modulation should be PCM-PSK, and the modulation index should be $\pm 60$ degrees. The input signal for modulation of the carrier should be NRZ-L and <u>Manchester-Coded</u> (see Figure 1).	11 Modulation Modulation should be PCM-PSK, and the modulation index should be $\pm 60$ degrees. The input signal for modulation of the carrier should be NRZ-L and <u>Manchester-coded</u> (see Figure 1).

## 入札説明書・同添付資料の修正(新旧対照表)

平成22年1月29日に公表した「静止地球環境観測衛星の運用等事業」の入札説明書・同添付資料を、次のとおり修正する。

通番	資料名	頁数	行数	項目名	修正前(1月29日公表)	修正後(3月8日公表)
12	(資料-3)様式集及び記載要領	1	42	第1. 3(3)イ	イ 静止衛星の運用経験(様式8) <1部> 「少なくとも1機以上の静止衛星について、軌道上試験終了から軌道外投棄までの運用経験を有すること」及び「延べ15年・機以上の静止衛星運用経験を有すること」の実績を示す書類(契約書の写し等)をあわせて提出すること。	イ 静止衛星の運用経験(様式8) <1部> 「少なくとも1機以上の静止衛星について、軌道上試験終了から軌道外投棄までの運用経験を有すること」及び「延べ15[年・機]以上の静止衛星運用経験を有すること」の実績を示す書類(契約書の写し等)をあわせて提出すること。
13	(資料-3)様式集及び記載要領	45	1		書類名   初期投資計画及びその他費用の内訳   様式番号   (略)	書類名   書類名 施設・設備費の算定根拠   様式番号   (略)
14	(資料-3)様式集及び記載要領	47	1		書類名   (略)   様式番号   D-2-1添付④   (略)	書類名   (略)   様式番号   D-2-1添付⑤   (略)
15	(資料-4)サービス対価の算定及び支払方法	6	11	3.(1)①ウ	ウ 8号衛星運用開始時に係る割賦手数料 (略) 基準金利は、運用開始日の2銀行営業日前の午前10時における、東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページに表示される6か月LIBORベース15年物円-円金利スワップレートとする。	ウ 8号衛星運用開始時に係る割賦手数料 (略) 基準金利は、平成26年7月1日の午前10時における、東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページに表示される6か月LIBORベース15年物円-円金利スワップレートとする。
16	(資料-4)サービス対価の算定及び支払方法	6	25	3.(1)②ア	ア 9号衛星運用開始時に係る施設・設備費 9号衛星運用開始時に係る施設・設備費は、事業期間中、副衛星の運用開始以降、年2回、全27回、事業期間終了まで元利均等払いにより支払いを予定している。	ア 9号衛星運用開始時に係る施設・設備費 9号衛星運用開始時に係る施設・設備費は、事業期間中、9号衛星の運用開始以降、年2回、全27回、事業期間終了まで元利均等払いにより支払いを予定している。
17	(資料-4)サービス対価の算定及び支払方法	6	29	3.(1)②イ	イ 9号衛星運用開始時に係るその他費用 9号衛星運用開始時に係るその他費用は、事業期間中、副衛星の運用開始以降、年2回、全27回、事業期間終了まで元利均等払いにより支払いを予定している。	イ 9号衛星運用開始時に係るその他費用 9号衛星運用開始時に係るその他費用は、事業期間中、9号衛星の運用開始以降、年2回、全27回、事業期間終了まで元利均等払いにより支払いを予定している。
18	(資料-4)サービス対価の算定及び支払方法	7	3	3.(1)②ウ	ウ 9号衛星運用開始時に係る割賦手数料 9号衛星運用開始時に係る割賦手数料は、事業期間中、_運用開始以降、年2回、全27回の支払いを予定している。 (略) 基準金利は、副衛星の運用開始日の2銀行営業日前の午前10時における、東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページに表示される6か月LIBORベース15年物円-円金利スワップレートとする。	ウ 9号衛星運用開始時に係る割賦手数料 9号衛星運用開始時に係る割賦手数料は、事業期間中、9号衛星運用開始以降、年2回、全27回の支払いを予定している。 (略) 基準金利は、平成27年7月1日の午前10時における、東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページに表示される6か月LIBORベース15年物円-円金利スワップレートとする。
19	(資料-4)サービス対価の算定及び支払方法	7	12	3.(1)②エ	エ 9号衛星運用開始時に係る消費税等 9号衛星運用開始時に係る消費税等については、上記ア、イから課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税相当額を事業期間中、副衛星の運用開始以降、事業期間終了までにわたり、当該費用の支払いと同時期に併せて支払うものとする。	エ 9号衛星運用開始時に係る消費税等 9号衛星運用開始時に係る消費税等については、上記ア、イから課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税相当額を事業期間中、9号衛星の運用開始以降、事業期間終了までにわたり、当該費用の支払いと同時期に併せて支払うものとする。